

群馬大学工学部教授会規程

(平成16. 4. 1)
制 定

改正 平成19. 4. 1

改正 平成25. 4. 1

改正 平成26. 4. 1

改正 平成27. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）に基づき、群馬大学工学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 教授会の構成員は、理工学府の主担当を命ぜられた教授とする。

(議 長)

第3条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、副工学部長又は学部長が指名する教授がその職務を代行する。

(会議の開催)

第4条 教授会は、原則として毎月1回定期的に開催する。

2 議長が必要と認めたときは、教授会を臨時に招集することができる。

(議題の通知)

第5条 議長は、教授会招集に先立ち、あらかじめ議題を全構成員に通知するものとする。

(審議事項)

第6条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項

(4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。

(1) 学部の教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の懲戒に関する事項

(3) 学部に係る規程等の制定及び改廃に関する事項

(4) その他学部の教育研究に関する事項

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第8条 教授会の議事は、出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 教授会が必要と認める場合は、構成員以外の教職員を出席させることができる。ただし、議決に加えない。

(事務)

第10条 教授会の事務は、副事務長及び庶務係が処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。